

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	株式会社THEグローバル社
【英訳名】	The Global Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 圭司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)6111
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 山名 徳雄
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)6111
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 山名 徳雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月19日開催の取締役会の決議（以下「本取締役会決議」といいます。）により、大東建託株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 有価証券の種類及び銘柄

大東建託株式会社 A種種類株式

2. 発行数

1株

3. 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額） 1株につき8,600,000,000円

資本組入額 1株につき4,300,000,000円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 8,600,000,000円

資本組入額の総額 4,300,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本金の額は4,300,000,000円であります。なお、当社は、本取締役会決議により、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件として、本第三者割当増資と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行うこと（以下「本減資等」といいます。）を決議しております。

5. 株式の内容

A種種類株式の内容は以下のとおりです。

（1）残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式に係る登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につきA種種類株式1株当たりの払込金額（但し、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）に相当する額を支払う。

A種種類株主等に対しては、上記 に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

（2）議決権

A種種類株主は株主総会において議決権を有しない。

（3）譲渡制限

当社のA種種類株式の譲渡による取得については、当会社の株主総会の承認を受けなければならない。

（4）種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、普通株主及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りではない。

当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づく普通株主又はA種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 発行方法

第三者割当の方法により、A種種類株式1株を割当予定先に割り当てる。

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項
日本国内

9. 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
(1) 手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
8,600,000,000円	32,100,000円	8,567,900,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税相当額及び弁護士費用です。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

具体的な用途	金額	支出予定時期
本自己株式取得(下記「14. 第三者割当の場合の特記事項」の「(2) 割当予定先の選定理由」に定義します。)の実行資金	8,567,900,000円	2026年7月

10. 新規発行年月日(払込期日)
2026年7月31日

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。

12. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項はありません。

13. 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容
該当事項はありません。

なお、割当予定先のA種種類株式の保有方針については、下記「14. 第三者割当の場合の特記事項」の「(4) 株券等の保有方針」をご参照ください。

14. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況
割当予定先の概要

名称	大東建託株式会社
本店の所在地	東京都港区港南二丁目16番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 社長執行役員 CEO 竹内 啓
資本金の額	29,060百万円(2026年3月31日現在)
事業の内容	建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、及びガス供給などの関連事業
直近の有価証券報告書等提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第51期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日 関東財務局長に提出
	(半期報告書) 事業年度 第52期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日 関東財務局長に提出

当社と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、本臨時報告書提出日現在、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)12,715,775株を所有しております。
人事関係	該当事項はありません。

資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	当社の開発するマンション建設を割当予定先に発注しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社が2026年4月6日付で公表した「大東建託株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募の推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）及び当社が2026年5月23日付で公表した「大東建託株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、割当予定先は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を割当予定先の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年4月7日から2026年5月22日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年5月28日をもって、当社株式12,715,775株（所有割合（注）：44.92%）を所有するに至りました。

（注）「所有割合」とは、当社が2026年5月8日に公表した「2026年6月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数28,306,000株から、同日現在の当社が所有する自己株式76株を控除した株式数である28,305,924株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。割当予定先は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の親会社であり筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）が所有する当社株式14,705,000株（所有割合：51.95%）（以下「本不応募株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、割当予定先からの要請を受け、当社が2026年6月10日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を割当予定先及びSBIホールディングスのみとするため、2026年7月9日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式1,838,125株を1株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することにいたしました。なお、本株式併合により、割当予定先及びSBIホールディングス以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

さらに、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引においては、本株式併合に加えて、（ ）当社が、本株式併合の効力発生後に、本不応募株式（本株式併合によって1株未満の端数となる部分に相当する株式を除きます。）の全てを対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施することにより、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化すること、（ ）本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的とする、割当予定先を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資、並びに会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少が企図されておりました。

本第三者割当増資及び本減資等は、かかる本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資並びに資本金及び資本準備金の額の減少として実施するものであり、これにより本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的とするものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

A種種類株式 1株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式であるA種種類株式を含む当社の株式について中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、割当株式であるA種種類株式の譲渡による取得には、当社の株主総会の承認が必要とされております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、自己資金をもって本第三者割当増資に対する払込みを行う旨の説明を受けております。当社は、割当予定先が2026年4月30日に公表した「2026年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された連結貸借対照表における総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、払込みに要する資金を十分に有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2025年6月27日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(7) 株券等の譲渡制限

当社のA種種類株式の譲渡による取得には、当社の株主総会の承認が必要とされております。

(8) 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠

本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けでは、公開買付価格を当社株式1株あたり1,280円とした一方で、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、本自己株式取得の対価は総額13,146,270,000円（本株式併合前の当社株式1株あたり894円）とすることが予定されております。今般、かかる本自己株式取得を実施するための資金及び分配可能額を確保する必要があること並びに発行諸費用を踏まえて、本第三者割当増資における払込金額は1株につき8,600,000,000円としました。なお、本自己株式取得の対価の総額と本自己株式取得の実行資金との差額については、当社の手元資金を充当いたします。

本株式併合の効力が発生した場合、本第三者割当増資の払込期日（2026年7月31日）時点での当社の株主は割当予定先及びSBIホールディングスのみとなること、本第三者割当増資は、同日時点における割当予定先以外の当社の唯一の株主であるSBIホールディングスから、その所有する全ての当社株式を取得（本自己株式取得）するための資金提供、並びに、本第三者割当増資の効力発生後に続く本減資等による分配可能額の確保を目的とするものであり、かかる本自己株式取得を、当初に予定されていた対価の総額によって実施することを可能にすることを企図して、当社の手元資金から充当する額を除いて設定された金額であることから合理性が認められると考えられます。

なお、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当増資の実施は、本株式併合の効力発生後に行われる当社の株主総会決議（会社法第319条第1項の規定に基づく書面決議を含みます。）において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、当該決議において議決権を行使できる株主は、本株式併合の効力発生日（2026年7月30日）後の当社の株主である割当予定先及びSBIホールディングスのみとなる予定であり、本第三者割当増資のために本株式併合の効力発生日前の当社株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、本取引の一環として行われるところ、本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に割当予定先以外の当社の唯一の株主であるSBIホールディングスから本自己株式取得を行うことを通じて、払込期日（2026年7月31日）において最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが企図されております。そのため、本第三者割当増資は、実質的には当社の唯一の株主である割当予定先に対して行うものと評価できるため、本第三者割当増資により生じる希薄化が既存株主の利益保護の観点で問題となることはなく、またその発行数量（1株）は本自己株式取得を実施するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量及び株式の希薄化の規模はいずれも合理的であると判断しております。なお、A種種類株式は、無議決権種類株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないことから、普通株式の議決権の希薄化は発生しません。

(9) 大規模な第三者割当に関する事項

A種種類株式については、株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権及び普通株式を対価とする取得条項も付されていないため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当には該当しないと考えております。

(10) 第三者割当後の大株主の状況

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	8	57.14	8	57.14
大東建託株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号	6	42.86	6	42.86
計		14	100.00	14	100.00

(注1)「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年7月30日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数(1株)は、法令に従った売却手続が完了するまでの間は議決権が認められないため、上記の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算定の基礎からは除外しています。

(注2)「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
大東建託株式会社	東京都港区港南二丁目16番1号			1	
計				1	

(11) 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

(12) 株式併合等の予定の有無及び内容

当社は、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社の株主を割当予定先及びSBIホールディングスのみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施することにいたしました。本株式併合の効力が発生した場合、2026年7月30日時点で、当社の株主は割当予定先及びSBIホールディングスのみとなり、それぞれ6株及び8株の当社株式を所有することになります。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、最終的に当社の株主を割当予定先のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年7月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て割当予定先が買い取ることを予定しております。

この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に、本公開買付けにおける公開買付け価格と同額である1,280円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(13) その他参考になる事項

該当事項はありません。

15. その他

本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	1,924,376,279円
発行済株式総数	普通株式 28,306,000株

以 上